⑶ **土壌環境の保全**

第１章第９節の３．⑶②及び第３章の１．に掲げる施策のほか、以下の施策を推進する。

①市街地等の土壌汚染対策

土壌汚染対策法に基づき、人の健康の被害を防止するため、土壌汚染の適切な調査や対策を推進する。また、新たな有害物質やばく露経路に関する知見の集積を図り、必要に応じ、基準等の見直しを行う。

②ダイオキシン類による土壌汚染対策

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、早急かつ的確な対策が実施されるよう必要な支援に努める。

③農用地の土壌汚染対策

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づき、対策地域の指定要件に該当する地域について、対策地域の指定、対策計画の策定等の必要な措置を促進する。

⑷ **地盤環境の保全**

地盤沈下などの地下水位の低下による障害を防ぐため、地下水採取の抑制のための施策を推進するとともに、流域全体を通じて、地盤環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組を推進する。また、関係省庁との連携を一層強化するとともに、全国の地盤沈下の状況を的確に把握するため、継続して監視測定を行う。

５．大気環境保全に関する取組

⑴ **光化学オキシダント及びＰＭ2.5対策**

第１章第８節の３．⑶②参照

⑵ **窒素酸化物等による大気汚染対策**

①窒素酸化物・浮遊粒子状物質対策

Ａ．自動車排出ガス対策

ａ．第１章第８節の３．⑶①参照

ｂ．交通流の円滑化対策の推進

環状道路等の幹線道路ネットワークの整備、交差点改良等の道路構造の改善、公共交通機関の利用促進のための都市の基盤整備、自動車交通需要の調整、駐車対策の効果的な実施、高度道路交通システム（ＩＴＳ）などの交通流の円滑化対策を推進する。

Ｂ．固定発生源対策

引き続き適切な排出抑制対策を進める。

Ｃ．その他の対策

大気汚染の常時監視については、システムのデジタル化等を推進する。また、海洋汚染及び海上災害等の防止に関する法律等に基づき船舶等からの排出ガス対策を推進する。

②スパイクタイヤ粉じん対策

スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律に基づき、スパイクタイヤ粉じんの発生防止対策を推進する。

③ダイオキシン類対策

第１章第９節の３．⑶②参照

⑶ **多様な有害物質による健康影響の防止**

①有害大気汚染物質対策

有害大気汚染物質については、第１章第９節の３．⑶①及び②の取組のほか、「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（中央環境審議会第９次答申）」に基づき、引き続きリスクの程度に応じた排出抑制対策を推進する。

②アスベスト対策

第１章第８節の３．⑶④参照

⑷ **広域大気汚染対策**

第１章第８節の３．⑴④及び⑶②に掲げる施策のほか、以下の施策を推進する。

①モニタリング等の推進

国内においては、酸性雨及び黄砂のモニタリング等を推進する。

②途上国における大気汚染対策の推進

さらに、アジアをはじめとする途上国における、温室効果ガスの排出削減にも配慮した大気汚染対策を推進する（コベネフィット・アプローチの推進）。

⑸ **騒音・振動、悪臭対策**

①自動車交通騒音・振動対策

第１章第８節の３．⑶①、③に掲げる施策のほか、以下の施策を推進する。

Ａ．道路交通振動対策

道路交通振動について、最新知見の情報収集・分析等を行い、予測・評価手法の検討を行う。

Ｂ．交通流対策、道路構造対策、沿道対策の総合的推進

交通の分散や円滑化のためのバイパス及び環状道路の整備等の交通流対策、遮音壁、低騒音舗装、植樹帯整備等の道路構造対策、土地利用の適正化等の沿道対策の充実について検討し、それらの対策を総合的に進める。

②新幹線鉄道騒音・振動、航空機騒音対策

第１章第８節の３．⑶③参照

③在来鉄道騒音・振動対策

環境基準が定められていない在来鉄道騒音については、既存の施策で一定の効果が得られている新線又は大規模改良線以外の既設区間において、沿線での測定や事業者の取組状況の把握等の実態調査を行い、騒音防止対策に係る指針の策定を検討するなど、適切な対策を進める。

④工場・事業場及び建設作業の騒音・振動対策

最新の知見の収集・分析等を行い、騒音・振動の評価方法等についての検討を行う。また、従来の規制的手法による対策に加え、情報的手法及び自主的取組手法を活用した発生源側の取組を促進する。

⑤近隣騒音対策

普及啓発等の対策を進める。

⑥低周波音対策

第１章第８節の３．⑶④参照

⑦悪臭対策

臭気指数規制導入の促進を図るとともに、排出規制、技術支援及び普及啓発を進める。

⑹ **ヒートアイランド、光害対策、感覚環境**

①都市におけるヒートアイランド対策

第１章第８節の３．⑶④参照

②光害対策

企業における技術開発の状況や諸外国の動向を把握するとともに、必要に応じ光害対策ガイドラインを見直し、普及啓発を図る。

③より良い感覚環境の形成

第１章第８節の３．⑴⑤参照

６．包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組

⑴ **化学物質の科学的なリスク評価の推進**

第１章第９節の３．⑶①参照

⑵ **化学物質のライフサイクル全体のリスクの削減**

第１章第９節の３．⑶②参照